

○総務省令第三十五号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月十七日

総務大臣 山本 早苗

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第二節 総務大臣による型式の指定（第四十六条―第四十六条の六）」を 「第二節

第三節 製造業者等による型式の確認（第四十六条の七―第四十六条の十）」を 「第三節

総務大臣による型式の指定（第四十六条―第四十六条の六の二）

に改める。

製造業者等による型式の確認（第四十六条の七―第四十六条の十一）」

第四十六条の二第二項及び第四十六条の三第五項中「告示」を「公示」に改める。

第四十六条の四に次の三項を加える。

2 前項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 別表第七号による表示を、容易に脱落しない方法により、前項の設備の見やすい箇所が付す方

法

二 別表第七号による表示を前項の設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3 前項第二号に規定する方法により第一項の設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

4 何人も、第一項の規定により表示を付する場合を除くほか、一〇kHz以上の高周波電流を利用する設備に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第四十六条の五第三項及び第四項中「告示」を「公示」に改める。
第四十六条の六の次に次の一条を加える。

(公示)

第四十六条の六の二 第四十六条の五第三項の公示は、官報で告示することによつて行う。

2 第四十六条の二第二項及び第四十六条の三第五項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

第四十六条の八第二項中「告示」を「公示」に改め、同条に次の三項を加える。

4 前項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 別表第十号による表示を、容易に脱落しない方法により、前項の電子レンジ又は電磁誘導加熱

式調理器の見やすい箇所につす方法

二 別表第十号による表示を前項の電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

5 前項第二号に規定する方法により第三項の電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

6 何人も、第三項の規定により表示を付する場合を除くほか、一〇kHz以上の高周波電流を利用する設備に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第四十六条の九第一項及び第二項中「告示」を「公示」に改める。
第四十六条の十の次に次の一条を加える。

(公示)

第四十六条の十一 第四十六条の九第一項の公示は、官報で告示することによつて行う。

2 第四十六条の八第二項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

別表第七号注2中「つぎのイ」の次に「(電磁的方法によつて表示を付す箇所を添へ。)」を加

え、同表中注4を削り、注5を注4とする。

別表第十号注2中「ふみひん」の次に「(體裁的方法によつて表示を付す場合を除く。)」を加え、同表中注4を削り、注5を注4とし、注6を注5とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。